令和８年度神奈川県高次脳機能障害支援養成研修実施要領

１．始めに

本研修は、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」（令和８年４月７日付厚生労働省障障発 0407 第１号・障精発 0407 第３号）に基づき実施するものであり、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件となる研修です。

２．研修の目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成します。

３．実施主体

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

４．実施機関

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
地域リハビリテーション支援センター（厚木市七沢５１６）

5. 内容

高次脳機能障害支援養成研修実施要綱（令和８年４月７日付障障発 0407 第１号・障精発 0407 第３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）別紙に定める研修カリキュラム内容と同等以上のものとします。（表２）

基礎研修　講義３６０分以上　演習３６０分以上

実践研修　講義３６０分以上　演習３６０分以上

6. 対象者

神奈川県内に所在する障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター等において、高次脳機能障害者の支援に従事する従業者又は支援を予定する事業所の従事者であり、基礎研修及び実践研修のカリキュラムを全て受講できる者とします。

※定員を超過する申込みがあった場合は、各地域の高次脳機能障害支援養成研修修了者が所属する事業者の配置状況などを踏まえて、受講決定します。

※１事業所１名のみとします。

※神奈川県外の事業所に勤務されている方は対象外とします。

7．実施方法

原則年3回実施します。

受講者募集は、各実施期間に合わせて行います。

研修は、基礎研修・実践研修ともに講義科目をオンライン形式（e-ラーニング）、演習科目を対面による研修（会場参加）で行います。（表1）

講義科目は、受講後の確認テストの結果をもって修了とします。

演習科目は、講義科目の修了者のみ、受講可能です。

実践研修は、基礎研修修了者のみ、受講可能です。

受講への配慮が必要な方は事前に事務局へご相談ください。

講義科目の質疑については、e-ラーニングシステム内のツールを用いて行います。

受講の流れは次のとおりです。

受講の流れ

Step1：受講準備動画視聴

Step2：基礎研修講義科目動画視聴（基礎研修カリキュラム9本360分）

カリキュラムごとに確認テストを実施、

合格にて1カリキュラム完了とする。

全9カリキュラム完了で基礎研修講義科目修了とする。

Step3：実践研修講義科目動画視聴（実践研修カリキュラム9本360分）

基礎研修同様の流れで、全9カリキュラム完了で実践研修講義科目修了とする。

Step4：基礎研修演習科目受講（対面研修：会場にて対面研修）

Step5：実践研修演習科目受講（対面研修：会場にて対面研修）

Step1からStep5を順に完了して研修修了となる。

※動画視聴期間は、基礎研修及び実践研修合わせて、約1か月間とする。

8. 定員

計９０名（A日程３０名、B日程３０名、C日程３０名）

・受講の可否については神奈川県が決定します。なお、申込者が定員を上回った場合は選考により決定します。

・受講決定後の受講者変更は、原則認めません。

9. 研修講師

研修講師は、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が実施する、高次脳機能障害支援・指導者養成研修会を修了した者及び高次脳機能障害者等の障害特性や支援技術に関する知識を有し、職歴、実務経験等に照らし、適切な人材を確保します。

10. 受講料

無料

ただし、オンライン受講に係る通信費及び研修会場までの交通費は事業所又は受講者のご負担となります。

11. 申込方法

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団地域リハビリテーション支援センターホームページより申し込みいただきます。また、神奈川県のホームページ等を利用した告知を行います。

12. 修了条件

・基礎研修及び実践研修における全研修カリキュラムの受講。
（基礎研修講義科目３６０分、実践研修講義科目３６０分、基礎研修演習科目３６０分、実践研修演習科目３６０分、計1,４４０分）
・基礎研修及び実践研修の講義に係る確認テスト合格。

※次の項目に該当する受講者については、修了を認めないことがあります。

・申込内容に虚偽があった場合
・研修の進行を妨げる行為があった者
・研修に関係ない私語、居眠りがあった者
・遅刻、欠席、早退及び離席があった者※
※公共交通機関の遅延があった場合は、遅延証明書をご提示ください。
・その他、実施機関が不適切だと判断する行為があった者

13. オンライン研修の受講ルールと禁止事項

・受講スケジュールの管理は受講者が行い、未手続や受講忘れがあった場合でも受講期間の延長や振替対応は行いません。
・受講者は、受講時に本名を使用し顔出しをすることを原則とします。
・できるだけ PC を使用し、ウエブカメラを起動してください。必要に応じ本人確認を行います。
・確認テストは、顔認証を原則として本人確認を行います。
・受講者は、オンライン講座の URL、ID、パスワード等を第三者と共有又は開示を禁止します。
・受講者以外の第三者を同席させることを禁止します。
・オンライン研修に関するネットワークまたはシステムに対し、不正アクセスを試みる行為、過度な負荷をかける行為を禁止します。
・複数デバイスからの同時ログイン、ビデオ視聴時間の短縮行為（倍速再生等）を禁止します。

14.　次の項目に該当する場合、神奈川県と協議し研修の運営を中止、中断、変更することがあります。

・講師の都合、会場及び設備の不具合等により開催が困難な場合
・気象警報の発令、地震の発生等により受講者の安全確保が危ぶまれる場合
・その他やむを得ない場合

15.　修了証書の交付

基礎研修及び実践研修全課程を修了した者には、実施主体から修了証を交付します。
修了証には次の情報を記載します。

・修了証書番号
・氏名
・生年月日
・修了した研修の過程
・修了年月日

※以上の情報を記載した修了者名簿を作成し、神奈川県において保管します。

16.　事務局

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
地域リハビリテーション支援センター（厚木市七沢５１６）
メール　chiiki-shien@kanagawa-rehab.or.jp
電話　046-249-2602
担当　小泉・砂川

17.　個人情報について

本研修の申込みに当たり提供された個人情報については、個人情報に関する法律「個人情報保護法」、「神奈川県個人情報保護に関する施行条例」、「神奈川県総合リハビリテーション事業団特定個人情報取扱規程」に則り、適切に管理し、神奈川県高次脳機能障害支援養成研修の運営及び修了者名簿の管理等の業務に使用します。

（表１）

区分	講義科目	演習科目
基礎研修	オンライン形式 （e-ラーニング　注１）	対面研修 会場参加
実践研修	オンライン形式 （e-ラーニング　注１）	対面研修 会場参加

（表２）

基礎研修				実践研修				
講義				講義				e-ラーニング
1	高次脳機能障害とは	40	360	1	地域の支援体制	40	360	
2	高次脳機能障害の診断・評価	40		2	認知症・発達障害との共通点と相違点	40		
3	病院で行うリハビリテーション	40		3	小児期における支援	40		
4	失語症とコミュニケーション支援	40		4	長期経過とフォローアップ	40		
5	制度利用	40		5	チームアプローチの重要性	40		
6	相談支援	40		6	家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	40		
7	自立訓練	40		7	コミュニケーション支援	40		
8	復職・就労移行支援	40		8	支援の実践的な枠組みと記録	40		
9	生活と支援の実際	40		9	自動車運転再開支援	40		
演習				演習				対面受講
1	障害特性の理解；症状のみかた	90	360	1	障害特性の理解と対応方法	180	360	
2	障害特性に応じた支援	90		2	環境調整による支援と記録に基づく支援の評価	180		
3	自立訓練の実際	90						
4	復職・就労移行支援	90						

注１

ｅラーニングとは、「エレクトロニック（electronic)」と「ラーニング（learning)」という言葉を組み合わせた造語で、パソコンやスマートフォンなどの機器を使ってインターネット経由で学習するシステムです。

受講者が時間や場所にとらわれずいつでもどこでも簡単に動画などのコンテンツを視聴し学習するシステムです。

パソコンやスマートフォンなどのモバイル端末を用いて、業務の合間や通勤時間ご自宅など、好きなとき・好きな場所で学習することができます。

（本研修では、確認テスト等一部制限させていただきます。）